
第7章 障害福祉計画の着実な推進に向けて

1 障害福祉サービスの提供体制の整備

(1) サービスの周知の拡充や利用の支援

アンケート調査において、障害福祉サービスを利用している人（「サービスを利用したことがない」「無回答」を除いた人）は、身体障害者調査で 22.0%、知的障害者調査で 50.0%、精神障害者調査で 27.9%、児童調査で 77.2%という状況です。サービスを利用しない理由として、様々な要因が考えられますが、サービスを利用するためには、まず「どのようなサービスが利用できるのか」を知る必要があります。アンケート調査でも、自由回答において「どのようなサービスがあるのかわからない」「利用するにはどうしたらよいかかわからない」とする意見が見受けられ、障害福祉サービスがあることの周知や、サービスの使い方の周知に一層取り組んでいく必要があると考えられます。

障害福祉サービスの利用を希望する人に対して適切な情報を提供する案内役として、計画相談支援や障害児相談支援を提供する事業所のサービス提供体制を拡充していくとともに、初めに困った時にまず対応できる、ワンストップ型の相談窓口（「基幹相談支援センター」、
「相談支援センター・えぼっく」）の周知に引き続き取り組みます。

(2) 社会資源の充実や既存の社会資源の有効活用方法の検討

障害福祉サービス事業所等の社会資源の充実に向けては、引き続き、民間のサービス事業者に対して情報提供等を行い、市内への新規参入を誘致するなど、新規事業所の誘致や基盤整備を含めたサービスの提供体制の量的拡大を図っていきます。加えて、既存の社会資源の有効活用として、定員増加や定員の弾力化等の検討を続けていきます。

また、社会資源の地域偏在や、市独自での整備が難しい社会資源の利用のため、移動に関する支援の方法も、引き続き検討していきます。

(3) 財源の確保

障害福祉計画に掲げる数値目標を達成するとともに、今後見込まれる障害福祉サービスのニーズに対応できるよう、計画実現のための予算計画を早期に検討し、国や東京都の補助金等の活用を含め、必要な財源の確保に努めます。

(4) 障害福祉サービスを担う人材の確保と育成

サービスを担う人材の確保や人材育成に取り組むことで、障害福祉サービス等の見込み量の増加に対応するとともに、提供するサービスの質を高めることにつながります。現状、東京都等で人材確保、育成策が取り組まれています。こうした動きと連携するなど、人材確保、育成に力を入れていく必要があると考えられます。人材の確保・育成のため、介護分野と連携した上で取り組むこと等も視野に入れていきます。

(5) 障害福祉サービスの質の担保

サービス量の確保と並行し、サービスの質の担保にも取り組みます。特に、サービス量、事業所数等が近年急速に拡大してきた放課後等デイサービス等において、訪問や見回りによる状況把握に努めた上で、各事業所へガイドラインの遵守、事業評価等を通じ、適正な運営がされるよう管理・指導をしていきます。

また、事業所間の情報交換を促し、地域におけるサービスの全体状況を把握することや、事業所同士による連携等の動きにつなげていくこと、事業所へのサポート体制を整えるため、事業所間の連絡会の設置等を検討していきます。

(6) 新たな支援ニーズやサービスの利用ニーズへの対応

わが国では、平成 25 年度より、障害者総合支援法における障害者・児の対象に難病等が加わり、障害福祉サービスの対象となったことや、平成 30 年度より、各市町村において障害児福祉計画の策定が義務付けられたこと、「就労定着支援」「自立生活援助」「保育所等訪問支援」といった新規サービスを創設することにより、従前にはないサービスの利用ニーズや支援ニーズを持つ障害者への対応体制を整えています。

一方で、平成 27 年 7 月、平成 29 年 4 月に難病の対象疾患が追加されるなど、難病対策は見直しが継続的に行われている状況であり、また医療的ケアを必要とする児童を受け入れる児童発達支援事業所や、放課後等デイサービスの確保が課題となっているなど、十分に支援を受けられていない人もいます。今後も新たな支援ニーズや、サービスの利用ニーズに対応していくことが必要になると考えられます。

今後予想される、新たな支援のニーズや、サービスの利用ニーズ等の情報収集や把握に努めていきます。

2 PDCA サイクルによる進捗管理

地域の関係機関が連携し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である地域自立支援協議会の中で、PDCA サイクルに基づいて、本計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

また、協議会でのモニタリングの内容やそこでの評価の政策への反映状況を市民に公開します。

3 障害福祉サービスの質や利用しやすさの確保

(1) 事業者の連携による支援ネットワーク

西東京市では、平成 26 年 7 月に障害関係事業所連絡会を発足させて、サービス事業者が相互に連携する基盤の整備を進めています。今後は会議の定例化を図り、密接な連携による障害福祉サービス等の質の向上を目指します。

(2) 第三者評価の促進

利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業者に対して、第三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。そこで、サービス事業者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知や東京都の補助制度の活用による受審経費の助成等、第三者評価の制度が積極的に活用されるよう支援します。

4 市民の理解と協働の推進

障害者基本法に定められている「障害者週間（毎年12月3日から9日までの1週間）」に関連したイベントや、各種の講演会などを開催し、障害の有無に関わらず市民が参加できるような交流の場を積極的に提供します。

このほか、障害のある方などが災害時や日常生活の中で周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのヘルプカードや、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるためのヘルプマークの普及や、障害のある人への理解を深め、ちょっとした配慮や支援をしていただく西東京市独自の取組である障害者サポーターを広めるなど、市民の障害や障害者に対する理解を深める取組を行っています。

これらの取組を通して、市民の障害や障害者に対する理解を深めながら、市民が障害者福祉の施策に関する議論等に積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。

その他、市報や市ホームページ、市民まつり等の各種行事を活用した継続的な広報・啓発活動を進めます。